

船舶事故調査報告書

平成29年3月16日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	漕手死亡
発生日時	不明（平成28年3月21日 14時01分ごろ～22日 08時16分ごろの間）
発生場所	不明（琵琶湖西部 滋賀県立びわ湖こどもの国東方沖～近江八幡市 おきしま 沖島南西方沖）
事故の概要	カヌー（船名なし）は、漕手が落水し、死亡した。
事故調査の経過	平成28年3月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	カヌー（船名なし）、重量約14kg なし、不詳 約4.0m×約0.7m×不詳、アルミパイプ組み立て式布製 機関なし、不詳
乗組員等に関する情報	漕手 男性 43歳
死傷者等	死亡 1人（漕手）
損傷	不詳
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西～北西、風力 4～5、視界 良好 水象：水温 8.3℃（安曇川沖中央観測所） (1) 警報及び注意報の発表状況 滋賀県北部近江西部には、3月21日03時39分に強風注意報が発表され、20時25分に解除されていた。

(2) 観測値

滋賀県高島市北舟木漁港の東方約15kmに位置する彦根市所在の彦根地方気象台の3月21日及び22日の観測値は、次のとおりであった。

日時	平均		最大瞬間	
	風向	風速(m/s)	風向	風速(m/s)
21日 12:00	北北西	6.9	北北西	11.7
13:00	北西	7.8	北西	11.8
14:00	北西	7.7	北西	11.6
15:00	北西	10.5	北西	14.8
16:00	北西	8.9	北西	12.4
17:00	北西	9.4	北西	13.7
18:00	北西	9.7	北西	12.9
19:00	北西	6.9	北西	10.7
20:00	北北西	5.5	北北西	8.5
21:00	北北西	5.7	北北西	8.4
22:00	北北西	5.0	北	8.0
23:00	北北西	5.0	北北西	7.6
22日 00:00	北北西	3.0	北北西	4.8
01:00	北東	1.0	北東	2.0
02:00	東南東	1.6	東南東	2.2
03:00	南南東	1.6	南南東	2.0
04:00	南南東	1.6	南東	2.0
05:00	南南東	2.0	南南東	2.7
06:00	南南東	2.1	南南東	0.0
07:00	南	2.2	南	3.0
08:00	南	2.7	南	3.6

事故の経過

本船は、漕手が1人で乗り、平成28年3月21日12時00分ごろびわ湖子供の国から滋賀県高島市所在の白鬚神社しらひげに向けて単独で出発した。

消防本部は、14時01分ごろ、漕手からの119番通報により、白鬚神社に向かう途中で風が強くなり自力で岸まで戻れない状況にある旨の救助要請を受けた。

消防本部は、警察、防災航空隊と連携して救助活動を開始した。

警察は、警備艇3隻、ヘリコプタ1機で広域の搜索を開始した。

消防本部は、14時18分ごろ漕手の場所を確認する目的で漕手の携帯電話に連絡したが応答がなかった。

漕手は、22日08時16分ごろ、搜索中のヘリコプタにより、近江八幡市沖島南西方沖800m付近で、救命胴衣を着用してうつ伏せ

	<p>状態で漂流しているところを発見され、警備艇に救助されたものの消防本部救助隊により死亡が確認され、死因は水の吸引による窒息と検案された。</p> <p>本船は、23日07時30分ごろ沖島東方の湖面で発見され、回収された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>漕手は、119番へ通報した際、通報に至るまでの状況、現在位置からホテルのような白い建物が約1km先に見えること、及び負傷をしていないことを伝えていた。</p> <p>消防本部によれば、周囲の状況からホテルのような白い建物とは、高島市民病院であると思われる。</p> <p>公益社団法人日本カヌー連盟によれば、一般の漕手が、カヌーを行う場合、カヌーは風に弱く、風を横から受けるとバランスが取りにくくなるので、風に立てるように漕航すること及び気象情報に注意するとともに単独で行わないこと、白波(風力3)を認めた際、漕航を中止することなどを注意喚起していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>あり</p> <p>漕手の死因は、水の吸引による窒息であった。</p> <p>本船は、琵琶湖西部において、漕手が、3月21日14時01分ごろ119番へ通報した後、22日08時16分ごろ湖面に漂流しているところを発見されたことから、この間において、落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>漕手は、落水して水の吸引により窒息したものと考えられるが、窒息に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>本船は、びわ湖こどもの国からその南西方にある白鬚神社に向けて漕航中、風力4～5の北西風に圧流されたことから、漕手が自力で岸まで戻れなくなった可能性があると考えられる。</p> <p>漕手の出発前における気象情報の入手状況については、明らかにすることができなかった。</p>
原因	<p>本事故は、琵琶湖西部において、漕手が、落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、出航前に気象情報を入手し、自船の堪航性を考慮して出航の可否を適切に判断すること。 ・ 船長は、出航する際、緊急時の連絡手段の確保として、GPS位置情報等の機能がついた防水型電話を携帯することが望ましい。

	・ 競漕用ボート等の漕手は、単独で行動しないことが望ましい。
--	--------------------------------

付図1 事故発生経過概略図



※国土地理院Webサイトの地理院地図使用

